

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年5月30日(2019.5.30)

【公開番号】特開2017-113115(P2017-113115A)

【公開日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【年通号数】公開・登録公報2017-024

【出願番号】特願2015-249433(P2015-249433)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 2 0
A 6 3 F	7/02	3 2 6 Z
A 6 3 F	7/02	3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月16日(2019.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技を行うことが可能な遊技機であって、

動作を行う可動部材と、

第1基板に設けられた制御手段と を備え、

前記制御手段は、

前記第1基板と、該第1基板とは異なる第2基板とが接続されている場合に、前記可動部材の状態を検出可能な検出手段からの信号に基づいて、前記可動部材の異常報知を実行可能であり、

前記第1基板と、前記第2基板とが未接続状態である場合に、前記可動部材の異常報知を行わないように制御し、

前記第1基板および前記第2基板に設けられたコネクタは、それぞれ接続確認用端子を含み、

前記制御手段は、前記接続確認用端子における電圧に基づいて前記第1基板と前記第2基板との接続状態を確認する、

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(A) 上記目的を達成するため、本願の請求項に係る遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機(例えばパチンコ遊技機1など)であって、動作を行う可動部材(例えば可動部材51～54など)と、第1基板(例えば演出制御基板12など)に設けられた制御手段(例えば演出制御用マイクロコンピュータ120のCPU130など)と、を備え、前記制御手段は、前記第1基板と、該第1基板とは異なる第2基板とが接続されている場合に

、前記可動部材の状態を検出可能な検出手段（例えば可動部材位置センサ61など）からの信号に基づいて、前記可動部材の異常報知を実行可能であり（例えば演出制御メイン処理のステップS58～S60などを参照）、前記第1基板と、前記第2基板（例えば演出制御用中継基板16Aなど）とが未接続状態である場合に、前記可動部材の異常報知を行わないように制御し（例えば演出制御メイン処理のステップS57などを参照）、前記第1基板および前記第2基板に設けられたコネクタ（例えばコネクタCN01、CN11など）は、それぞれ接続確認用端子（例えば端子TM22、TN22など）を含み、前記制御手段は、前記接続確認用端子における電圧に基づいて前記第1基板と前記第2基板との接続状態を確認する（図14（A）などを参照）。

このような構成においては、製造段階や開発段階における作業効率を向上できる。

（1）上記目的を達成するため、他の遊技機は、遊技を行うことが可能な遊技機（例えばパチンコ遊技機1など）であって、動作を行う可動部材（例えば可動部材51～54など）と、第1基板（例えば演出制御基板12など）に設けられた制御手段（例えば演出制御用マイクロコンピュータ120のCPU130など）とを備え、前記制御手段は、前記第1基板と、該第1基板とは異なる第2基板とが接続されている場合に、前記可動部材の状態を検出可能な検出手段（例えば可動部材位置センサ61など）からの信号に基づいて、前記可動部材の異常報知を実行可能であり（例えば演出制御メイン処理のステップS58～S60などを参照）、前記第1基板と、前記第2基板（例えば演出制御用中継基板16Aなど）とが未接続状態である場合に、前記可動部材の異常報知を行わないように制御する（例えば演出制御メイン処理のステップS57などを参照）。

このような構成においては、製造段階や開発段階における作業効率を向上できる。